



令和 8 年 9 月 4 日
肱川 渇水 情報 連絡 会

肱川渇水情報連絡会の開催について

○肱川流域の状況を踏まえ、肱川渇水情報連絡会を開催します。

1. 開催日時 : 令和 8 年 9 月 8 日 (火) 16 時 30 分より
2. 開催場所 : 大洲河川国道事務所 3 階 災害対策室 (WEB 会議)
(大洲市中村 210)
3. 議題 : 「鹿野川ダムの状況」「河川環境調査について」等

4. 肱川渇水情報連絡会について

肱川流域では、7 月以降まとまった降雨に恵まれず、肱川の河川流量が減少しています。今後もまとまった降雨も無く渇水状況の解消が見込めないことから、会議を開催し、水質調査・定点の観測・河川巡視・渇水状況等の連絡体制の強化について協議することとしています。

5. 連絡会への取材について

撮影は会議の冒頭まででお願いします。

※今後の降雨の状況によっては、延期または中止とする場合があります

本施策は、四国圏広域地方計画「2.2 サステナブル四国プロジェクト」の取組に関連します。

【問い合わせ先】

大洲河川国道事務所 (渇水状況) Tel : 0893-24-5185(代)

副所長 宮田 晃 (ミヤダ ヒカル) (内 742-204)

●河川管理課長 井上 博文 (イノウエ ヒロフミ) (内 742-331)

肱川ダム統合管理事務所 (ダム状況) Tel : 0894-72-1211(代)

副所長 猪熊 敬三 (イノクマ ケイゾウ) (内 744-204)

●管理課長 藤澤 芳信 (フジサワ ヨシノブ) (内 744-331)

鹿野川ダム管理支所長

伊藤 道啓 (イトウ ミチヒロ) (内 744-6121)

● : 主な問い合わせ先

肱川渇水情報連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、肱川渇水情報連絡会(以下「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、肱川の渇水時における関係機関の情報の連絡及び水利使用の調整を円滑に行い、もって適切な水利使用の推進を図ることを目的とする。

(連絡及び協議事項)

第3条 連絡会は、渇水時における適切な水利使用の推進を図るため、次の事項を連絡及び協議するものとする。

- (1) 気象及び水象状況に関すること。
- (2) 当該河川における水利使用の実態に関すること。
- (3) 水利使用の調整の時期及び方法に関すること。
- (4) 適切な水利用の方策に関すること。
- (5) 水利用上の水質の維持に関すること。
- (6) 実施及び連絡体制の確立に関すること。
- (7) その他、適切な水利使用の推進を図るために必要な事項に関すること。

(組 織)

第4条 連絡会は、別表1の委員の欄に掲げる者によって組織する。

- 2、連絡会に会長1名及び副会長2名を置きそれぞれ委員の互選によって、これを定める。
- 3、会長は、連絡会を代表し、会務を掌理する。
- 4、副会長は会長を助け、会長に事故がある時はその職務を代理する。

(会 議)

第5条 会議は、会長が招集する。尚渇水対策上、必要であれば委員以外の関係機関を招集・出席させることができる。

(事務局)

第6条 連絡会の事務を行うため事務局を置く。

- 2、事務局は四国地方整備局大洲河川国道事務所に置く。

(その他)

第7条 この規約の改正及びその他、連絡会の運営に関し必要な事項は会長が会議に図って定める。

附則

- 1、平成 6年 7月21日施行
- 2、平成21年 5月14日改正
- 3、平成21年 5月21日改正
- 4、平成21年 6月 9日改正
- 5、平成22年10月15日改正
- 6、令和 2年12月24日改正
- 7、令和 3年12月 3日改正
- 8、令和 4年11月28日改正
- 9、令和 4年12月26日改正
- 10、令和 7年10月28日改正
- 11、令和 8年 9月 2日改正

別表1 肱川渇水情報連絡会委員名簿

会長	国土交通省 大洲河川国道事務所長
副会長	国土交通省 肱川ダム統合管理事務所長 国土交通省 山鳥坂ダム工事事務所長
委員	愛媛県土木部河川港湾局 水資源・ダム政策監 愛媛県土木部河川港湾局 河川課長 愛媛県中予地方局 建設部管理課長 愛媛県南予地方局 大洲土木事務所長 愛媛県 松山発電工水管理事務所長 大洲市 総務部長 大洲市 総合政策部長 大洲市 市民福祉部長 大洲市 環境商工部長 大洲市 農林水産部長 大洲市 建設部長 大洲市 肱川支所長 大洲市 長浜支所長 伊予市 産業建設部長 兼 上下水道課長 砥部町 農林課長 内子町 農林振興課長 内子町 建設デザイン課長
事務局	大洲河川国道事務所 河川管理課